国際法務総合センター(仮称)維持管理・運営事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

平成27年4月28日

法務大臣 上川 陽子

国際法務総合センター(仮称)維持管理・運営事業 特定事業の選定について

1 事業名称

国際法務総合センター(仮称)維持管理・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

法務大臣 上川 陽子

3 事業方式

国際法務総合センター(仮称)維持管理・運営業務(以下「本事業」という。)は、新たに移転・集約整備を行う法務省(以下「国」という。)所管の複数の行政機関(法務総合研究所所管の研修所,公安調査庁所管の研修所並びに矯正局所管の研修所及び矯正施設)を一体として、選定事業者(以下「事業者」という。)が、PFI法に基づき、維持管理及び運営業務の一部を実施する。

4 事業の内容

本事業で事業者が実施する主な業務は、以下に掲げるとおりである。

- (1) 総括マネジメント業務
- (2) 運営準備支援業務
- (3) 施設維持管理業務 (建築物保守・管理業務,建築設備保守・管理・運転監視業務,エネルギーマネジメント業務)
- (4) 運営業務(総務業務,収容関連サービス業務,医療業務支援)

5 事業期間

事業契約後から平成39年3月まで(約12年間)。

6 事業者の収入

事業者は、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として 実施するものであるため、国は、事業者が独立採算事業として実施するものを除き、事 業者の実施に係る対価を一体のものとしたPFI事業費を本事業の維持管理・運営期間 にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし、事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については、これを無償とする。

なお、本事業のうち、独立採算業務として実施する職員食堂運営及び研修員等に係る 寝具の洗濯業務に係る全ての費用・資産(光熱水費を含む。)は事業者が負担・保有す ることとし、PFI事業費に含まないものとする。

7 公共施設等の立地条件及び規模

(1) 立地条件

地名地番	東京都昭島市築地町
敷地面積	約12.6万㎡
用途地域等	第2種住居地域

(2) 施設の概要

国際法務総合センター(仮称)を構成する各施設の概要は以下のとおりである。

施設名	敷地面積	延床面積	被収容者数(想定)	その他
矯正医療センター(成人)	55, 341. 41 m²	49, 530. 92 m ²	580人	
矯正医療センター(少年)		13, 888. 06 m ²	210人	
少年非行対策センター	9, 924. 15 m²	4, 276. 00 m ²	80人(鑑)	
			5人(婦)	
矯正研修所	20, 339. 87 m²	18, 612. 72 m²	I	研修定員(想定)400人
職員宿舎	22, 724. 00 m²	24, 275. 85 m²		354戸
児童公園	4, 584. 77 m²			
国連アジア極東犯罪防止研修所	9, 002. 68 m²	10, 707. 05 m ²	I	研修定員(想定) 55人
公安調査庁研修所	4, 000. 19 m²	5, 490. 71 m²		研修定員(想定) 80人
合計	125, 917. 07 m²	126, 781. 31 m²	875人	

8 PFI事業として実施することの定量的評価

本事業について、その実施方針に基づき、国が直接実施する場合とPFI事業として 実施する場合を比較し、PFI事業により得られる定量的効果について分析を行った。 なお、以下の前提条件は仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するもの ではない。

(1) 前提条件

項目	国が直接実施する場合	PFI事業として実施	算出根拠
		する場合	
①維持管理に関	○施設維持管理費	○施設維持管理費	・国が直接実施する場合について
する費用	・建築物保守・管理業務費	・建築物保守・管理業務費	は,移転元現行施設のこれまで
	・建築設備保守・管理・運	・建築設備保守・管理・運	の業務実績及び市場調査等をも
	転監視業務費	転監視業務費	とに設定した。
	・エネルギーマネジメント	・エネルギーマネジメント	・PFI事業として実施する場合
	業務費	業務費	については, 一括発注・長期契
			約により効率化が図られ、民間
			事業者の創意工夫が発揮される
			ことによるコスト縮減を想定し
			て設定した。
②運営に関する	○総務業務費	○総務業務費	・国が直接実施する場合について

費用	・庶務・経理等事務支援業	・庶務・経理等事務支援業	は、移転元現行施設のこれまで	
	務費	務費	の業務実績及び市場調査等をも	
	・自動車運転業務費	・自動車運転業務費	とに設定した。	
	・警備業務費	・警備業務費	・PFI事業として実施する場合	
	○収容関連サービス業	○収容関連サービス業	については,一括発注・長期契	
	務費	務費	約により効率化が図られ、民間	
	・給食業務費	・給食業務費	事業者の創意工夫が発揮される	
	・衣類・寝具等の提供業務	・衣類・寝具等の提供業務	ことによるコスト縮減を想定し	
	費	費	て設定した。	
	・清掃・環境整備業務費	・清掃・環境整備業務費		
	・理容等費	・理容等費		
	○医療業務支援費	○医療業務支援費		
	・医療情報システム業務費	・医療情報システム業務費		
	・医療機器等の整備,維持	・医療機器等の整備,維持		
	管理及び更新業務費	管理及び更新業務費		
	医療器具の滅菌及び消毒	医療器具の滅菌及び消毒		
	業務費	業務費		
	・医薬品・診療材料等の管	・医薬品・診療材料等の管		
	理・搬送業務費	理・搬送業務費		
	• 医療関係事務	• 医療関係事務		
	・人工透析業務	・人工透析業務		
③資金調達に係		○資本金		
る事項		○金融機関借入金		
④その他の費用		○SPC運営費	・SPC運営費等は、他のPF	
		○租税公課	I 事業の実績等を参考として	
		○アドバイザー費	設定した。	
		○モニタリング費		
⑤共通条件	○事業期間 12年間			
	○割 引 率 3.0%			
	○物価上昇率 0.15%			
	○適切な調整 国が支払う消費税のうち,国税相当分並びに事業者が支払う法人税 RXXXX 電影 のうち 国際知及のよう			
	及び消費税のうち、国税相当分を還元する。			

(2) 算出方法及び定量的評価の結果

上記(1)の前提条件を基に、国が直接実施する場合の国の財政負担見込額と、PFI事業として実施する場合の国の財政負担見込額を、事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業をPFI事業として実施する場合には、国が直接実施する場合に 比べて、本事業に係るコストが2.1%程度軽減されることが期待できる。

9 PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- (1) 民間資金の活用による財政負担の平準化
- (2) 移転集約する各行政機関,各矯正施設に共通する業務を,PFI事業として一括して複数年次にわたる事業とすることによる業務の効率化及び国職員の増員抑制
- (3) 民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用することによる安全で適正な給食・洗濯サービス等の提供及び一般社会における医療水準に対応した適正な矯正医療の実現
- (4) 地域との共生を目指した P F I 事業とすることによる地域雇用及び民間が調達する 食材, 備品等の地元調達の促進

10 PFI事業として実施することの総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、PFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。